

Ⅲ 実態調査

1 調査の目的

子どもの貧困の実態はわかりにくく、見えにくいものであることをふまえ、児童相談所、福祉事務所、保育所、小中学校等の関係機関等を対象とした貧困対応事例の聴き取り調査を行い、収集した事例について分析・検証し、県内における貧困の現状をより具体的に把握することとしました。

2 調査の概要

以下の関係機関等が業務上関わった貧困事例について、県職員等が聴き取りシートを基に調査を実施し、35事例を収集しました。(事例数が少数であるため、統計的技法は用いず、事例検証を目的としました。)

- ① 児童相談所、福祉事務所、保育所及び学校等
- ② 当事者（児童養護施設、NPOからの間接聴き取り）
- ③ 医療従事者

3 調査結果（聴き取り調査の内容から見えた貧困につながる要因と課題）

聴き取り事例について、貧困につながる要因別に集計した結果は下表のとおりです。

注) 貧困につながる要因は、東京都荒川区の「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」(平成23年8月)において抽出された「子どもの貧困・社会排除のリスク」の分類を使用した。

貧困につながる要因の別	件数	割合
① 家計の不安定 (うち、生活保護受給)	35 (16)	100% (46%)
② 生活の負担(多忙など)	2	6%
③ 疾病・疾患等	16	46%
④ 家族の人間関係 (離婚・別居・死別・暴力・無関心など)	28	80%
⑤ 孤立	10	29%
⑥ 貧困の連鎖	3	9%
⑦ その他(不十分な日本語能力・若年出産など)	8	27%

※複数の事象に該当する事例が多いため、合計は100%にならない。

経済的に困窮している家庭であると思われる事例を調査していることから、全ての事例が「①家計の不安定」に該当しており、約半数の世帯が生活保護を受給しています。また、2番目に多いのは、「④家族の人間関係」で、8割の事例が該当しており、次いで、「③疾病・疾患等」が5割弱となっています。

(1) 聴き取りを行った家庭の特徴

今回聴き取り調査（35 事例）を行った家庭の特徴として、ひとり親（母親）家庭が 22 事例、親自身の精神疾患（うつ病等）が 11 事例みられました。

また、ひとり親家庭で、行政や地域からの支援を受けず、祖父母等（親族）からの金銭面を含むサポートも一切受けていない、いわゆる社会的孤立にある状況が 10 事例に見受けられました。

このほか、親の学歴が高校中退や高卒の場合が 19 事例、ひとり親家庭で子どもが 3 人以上いる多子世帯が 17 事例みられました。

(2) 聴き取り結果の分析

① 貧困につながる要因「①家計の不安定」

状態	さまざまな理由で就労が困難になるなどして、経済的に困窮し普通の生活が送れていないケース。本調査は、各関係機関に「貧困が疑われる事例」を抽出するよう依頼した上で行われたものであることから、全ての事例が該当。
	【原因】就労の不安定、失業、事業不振、親族の経済援助停止・減少、養育費未払い等
件数	全事例(35 事例)が該当し、うち 16 事例（46%）が生活保護を受給

② 貧困につながる要因「②生活の負担（多忙など）」

状態	子育てと仕事の両立に多忙を極めているケース。
件数	2 事例が該当

③ 貧困につながる要因「③疾患・疾病等」

状態	親が、けがや病気、精神疾患・精神不安定、浪費癖やアルコール依存、異性依存といった疾患・疾病、身体障がい・精神障がい等を抱えているケース。
件数	16 事例（46%）が該当

④ 貧困につながる要因「④家族の人間関係」

状態	配偶者との離婚・別居・死別等により、ひとり親となったケース、配偶者暴力や家族の不仲により家族関係が悪化する等、家族の人間関係の問題が背景にあるケース
件数	28 事例（80%）が該当

⑤ 貧困につながる要因「⑤孤立」

状態	世帯が地域から孤立することなどによって、経済面や生活面で、公的な支援や、親族や地域社会等からの支援を受けることができていないケース
件数	10 事例（29%）が該当

⑥ 貧困につながる要因「⑥貧困の連鎖」

状態	親が子ども時代に経済的困窮にあり、それが次の世代に引き継がれてしまっているケース。今回の調査では、父母等が育った環境について具体的な資料が乏しく、確認できなかったケースが多い。
件数	3事例が該当

⑦ 貧困につながる要因「⑦その他」

状態	上記の①から⑥以外で特徴ある事象が背景にあるケース
件数	保護者の不十分な日本語能力（3事例）、若年出産で支援が届いていない（5事例）。

注）今回の調査は、統計学的な抽出によらず、各関係機関に対して「貧困が疑われる世帯」を各機関の判断で抽出するよう依頼したうえで行われたものであることから、上記表中および文中の率は、本県の貧困につながる要因を割合として表すものではありません。

(3) 支援が必要な家族の適切な把握

今回の聴き取り事例（35事例）のうち、保護者から各機関への相談により世帯の状況が把握されるに至ったケースは11件（生活保護5件、DV3件、保育料等の相談3件）でした。

このほかの24ケースは、児童虐待通報、保育料の滞納や不登校の発生等により保育所や学校等が家庭の状況を把握し、各種支援を開始したものであって、保護者自らの「SOS」によるものではありませんでした。

このような、自ら「SOS」を発することのない家庭を適切に把握し、必要な支援を適切に行う必要があります。

(4) 聴き取り調査の結果をふまえた対応

聴き取り調査を行った家庭では、経済的な困難にとどまらず、複合的で多様な課題を抱えている傾向にあることや、地域社会から孤立し、必要な情報に接する機会の欠如や、行政等が行うサービスに自らアクセスしない、あるいはできない傾向があることが明らかになりました。

こうした世帯を適切に把握し、家庭へのサポート等を包括的に行うことができれば、個々の状況に応じた必要な支援策（教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援等）を関係機関において一層効果的に行うことができ、課題がより深刻になる前の早期解決につながります。

このため、国の大綱に掲げられた、子どもの貧困対策のための各種支援策（教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援）に加え、行政や民間機関が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用し、支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていく取組（包括的かつ一元的な支援）を進めます。